

「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画(第4期)」に基づく進行管理表(事業実施予定表)

第3 道路、住宅等における防犯への配慮

施策	事業	具体的な取組内容	H29計画	担当課
1 道路等における防犯への配慮	(1)道路の歩車道分離、夜間照明確保等	犯罪防止に配慮した道路の普及	○道路整備において、必要に応じて歩道と車道の分離や夜間照明の確保など、犯罪の防止に配慮した道路の普及	道路維持課 道路建設課 生活安全企画課
		道路環境整備の促進	○道路管理者や地域活動団体等と連携して、道路上の障害物撤去や植栽剪定による周囲からの見通しを確保 ○道路管理者や防犯ボランティア団体等との連携による、道路上の障害物撤去や見通しの確保、街頭防犯カメラの設置などの道路の環境整備の促進	道路維持課 生活安全企画課
	(2)公園の夜間照明、見通し確保等	犯罪防止に配慮した公園の普及	○県及び市町村公園担当者に「防犯に関する指針」パンフレットについて情報提供を行う。 ○県及び市町村公園担当者を対象に開催する「都市計画研修会」において、「防犯に関する指針」の内容を説明し、犯罪防止対策について情報提供を行う。	都市計画課
		公園管理者等への対策	○公園管理者と連携し、園内の環境整理及び街頭防犯カメラの設置を促進	生活安全企画課
	(3)駐車場・駐輪場の夜間照明、見通し確保等	犯罪防止に配慮した駐車場・駐輪場の普及	○県及び市町村公園担当者に「防犯に関する指針」パンフレットについて情報提供を行う。 ○県及び市町村公園担当者を対象に開催する「都市計画研修会」において、「防犯に関する指針」の内容を説明し、犯罪防止対策について情報提供を行う。 ○駐車場、駐輪場管理者に対する環境整理及び街頭防犯カメラの設置を促進	都市計画課 生活安全企画課
(4)防犯に関する指針の普及	「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、整備等に関する指針」の周知、普及	○県及び市町村公園担当者に「防犯に関する指針」パンフレットについて情報提供を行う。 ○県及び市町村公園担当者を対象に開催する「都市計画研修会」において、「防犯に関する指針」の内容を説明し、犯罪防止対策について情報提供を行う。 ○道路等の管理者や関係機関・団体に対する周知・普及	環境生活総務課 道路維持課 都市計画課 生活安全企画課	
2 住宅における防犯への配慮	(1)防犯推進住宅の普及	防犯性能の高い住宅の普及	○防犯カメラ、防犯砂利、補助錠等の防犯設備の整備を促進	生活安全企画課
		防犯推進住宅制度の周知等	○県警ホームページでの周知 ○建築住宅課及び(一財)島根県建築住宅センターHPにて周知 ○(一財)島根県建築住宅センター主催イベント時における周知	生活安全企画課 建築住宅課
	(2)防犯に関する指針の普及等	「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知	○建築住宅課及び(一財)島根県建築住宅センターHPにて周知 ○指針及び「防犯性能の高い建物部品」、「住宅性能評価制度」等の周知と利用促進	環境生活総務課 建築住宅課 生活安全企画課